

政策決定プロセスにおける 専門人材の役割

—科学技術政策史と知財政策史の比較研究—

特許審査第三部 上席審査官 加藤 浩

1. はじめに

近年、知的財産への社会的な関心が高まり、2002年に知的財産基本法が成立して以降、知財政策が急速に推進されている¹⁾。このため、知財政策は「新しい政策」のように認識されがちであるが、特許法には日本でも120年以上の長い歴史があり、知財政策は古くから実施されている施策の一つである。したがって、知財政策の企画・立案において、その歴史を正しく認識し、政策の経緯を十分に踏まえた上で検討を行うことは、知財政策を適切な方向に導く上で必要不可欠なことであるといえる。

このような認識の下、政策研究大学院大学において、知財政策史研究会を開催し、知財政策の歴史廻行的研究を実施した。そして、これまでに、知財政策の決定プロセスにおいて、どのような議論があり、どのような検討がなされたのかについて調査し、専門人材が政策の決定にどのように関与してきたかについて分析を行った。

この知財政策史研究会は、科学技術政策史研究会という大きな全体会合の一研究会という位置づけであり、科学技術政策史研究会の全体会合では、科学技術政策全体について、広く専門人材の役割に関する歴史廻行的研究が行われた。

本稿では、最初に科学技術政策史について広く論じ

た上で、知財政策史について詳しく紹介し、最後に、両者の対比と考察を行うものである。今後の科学技術政策の企画・立案において参考になれば幸いである。

2. 科学技術政策史

科学技術政策史研究会の全体会合は、2年度(～2007年3月)にわたって開催され、各会合では、関係省庁の有識者による講演、及び、意見交換が行われた。以下では、主な関係省庁による科学技術政策について、専門人材の役割に関する歴史廻行的研究を行った結果について紹介する。

(1) 文部科学政策²⁾

文部科学政策については、戦後から現在に至るまでの制度・体制の経緯を分析することにより、科学技術政策の重要性の変化を示すことができる。

日本では、戦後、進駐軍の統治下において、1948年(昭和23年)に商工省に工業技術庁が設置され、1949年(昭和24年)には日本学術会議が設立される等、米国政府の指導により、科学技術を重



文部科学省

1) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」2007年5月

2) 政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」(平成19年3月) p.3-11

視する行政体制が構築され始めていたが、独立を回復後、戦前の文官優位の行政体制への復帰がみられ、工業技術庁の工業技術院への格下げなど、戦前の状況に逆戻りすることになった。

しかしながら、戦後、経済成長が推進され、経済界などから、科学技術に基づく経済発展への期待が高まる中、1956年(昭和31年)に科学技術庁が総理府の外局として設置され、1959年(昭和34年)には、科学技術会議が設立された。

科学技術会議は、その後、行政改革の推進とともに、徐々に機能強化が図られ、2001(平成13年)には、「総合科学技術会議」として内閣府に設置され、科学技術政策の総合推進体制が強化された。また、同じ年、科学技術庁は文部科学省として再編され、大学に関する科学技術政策(旧文部省)と大学を除く科学技術政策(旧科学技術庁)の統合による一体的な科学技術推進体制が強化された。

1995年(平成7年)には、科学技術基本法が成立している。この法律は、約30年前の1968年(昭和43年)に文部省と科学技術庁により国会に提出されたが廃案になっている。1995年(平成7年)においては、議員立法として国会に提出されて成立したが、これは、この30年間における科学技術政策の重要性の高まりを示すと

ともに、政界においても、科学技術政策の認識・評価が高まってきたことを示している。

このように、近年、科学技術政策の重要性が高まる中、各政策分野において、技術系の専門人材の重要性が高まってきたことが考えられる。このような専門人材の役割は、文部科学行政の変遷、とくに、科学技術会議(現在の総合科学技術会議)の経緯を分析することにより概観することができる(表1)。

(2) 農林水産政策³⁾

農林水産政策については、農業基本法(昭和36年)の制定から現在に至るまでの制度・政策の経緯を分析することにより、科学技術政策の重要性の変化を示すことができる。

農林水産政策の歴史を遡ると、大化の改新(645年)以降、1960年(昭和35年)までは、食糧の「生産量の拡大」という農政目標に基づく「農地の拡大」(灌漑技術、等)が中心課題であった。



農林水産省

表1 科学技術会議(現在の総合科学技術会議)の主な答申・計画

答申・計画	策定年月	概要
1号答申	昭和35年10月	所得倍増計画(池田内閣)を支える科学技術政策の樹立を目指す。科学技術基本法の制定を提言。
5号答申	昭和46年4月	高度成長に伴う社会的課題(公害問題)への対応策を中心に科学技術政策の転換を目指す。
6号答申	昭和52年5月	石油危機の経験を踏まえ、高度成長から脱却した経済社会に対応し、科学技術と社会の調和を目指す。
11号答申	昭和59年11月	先進国の一員として、経済発展を継続することを目指す。基礎的研究や創造的人材の育成を強化。
18号答申	平成4年1月	科学技術が経済社会の発展の原動力であるという認識に立ち、科学技術と社会との調和を目指す。
第一期科学技術基本計画	平成8年3月	経済のグローバル化とバブル経済の崩壊への対応策として、科学技術立国を目指す。
第二期科学技術基本計画	平成13年3月	「知の創造」「持続的発展」「安全・安心」の3つの視点から、科学技術立国を目指す。
第三期科学技術基本計画	平成18年3月	科学技術を社会に還元してイノベーションをもたらす道筋を提示。

3) 政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」(平成19年3月) p.37-51

しかしながら、1961年(昭和36年)に「農業基本法」が成立して以降、農政において「生産性の向上」が重視されるようになり、農業分野における研究開発の必要性が高まってきた。ただし、初期の頃は、現場のニーズに基づく「現場対応の技術」が中心であり、政策との関連性は必ずしも密接な状況ではなかった。その後、農業基盤整備事業(1961年～)、農業農村整備事業(1991年～)などにより農業政策が積極的に推進される中、政策に対応する「計画研究⁴⁾」や「調整研究⁵⁾」が普及してきたが、「政策後追い研究」であり、科学技術が政策を先導するという状況ではなかった。

このような状況下、1999年(平成11年)に「食料・農業・農村基本法」が制定され、農村改革を含めた新しい課題に対する取組がスタートした。そして、新しい課題を解決する手段として、科学技術の役割が政策として重視され、科学技術が政策を先導する「政策先導技術」の時代に入った(表2)。

このように、農政の変遷を概観することにより、農政における科学技術政策の重要性の高まりを窺うことができる。

(3) 経済産業政策⁶⁾

経済産業政策については、科学技術政策(産業技術政策)の重要性の変化を示す



経済産業省

一つの事例として、ナショナルプロジェクトに関する政策を示すことができる。

経済産業政策におけるナショナルプロジェクトは、1966年(昭和41年)の大型工業技術研究開発制度(通称「大型プロジェクト」)に始まる。この制度は、重化学工業化を目的として設立されたものであり、産業構造審議会(産業技術部会)の答申に基づいて導入された制度である。

その後、70年代に入ると、1973年(昭和48年)の石油ショックを契機に、日本のエネルギー需給構造の脆弱性が露呈したことから、エネルギー分野を中心にナショナルプロジェクトが積極的に推進され、1974年(昭和49年)のサンシャイン計画、1978年(昭和53年)のムーンライト計画は、その典型例である。そして、1981年(昭和56年)には、NEDO(新エネルギー総合開発機構)が設立され、各分野の専門家を含む構成メンバーにより、研究開発のマネジメントがなされることになった。

そして、80年代には、産業構造審議会「80年代の通商産業政策の在り方」(いわゆる「80年代ビジョン」)において、産業技術の開発の方向性が具体的に示され、新材料、バイオテクノロジー、新機能素子の3分野(後に、超伝導、ソフトウェアが追加された5分野)が重点分野として提示されている。

さらに、90年代には、産業構造審議会の報告書において、新規成長8分野(1994年)、新規成長14分野(1996年)、新規成長15分野(1998年)が提示されており、産

表2 農林水産政策の変遷

	I期	II期	III期	IV期	V期
年	～昭和35年	昭和35年～ 昭和44年	昭和45年～ 平成3年	平成4年～ 平成10年	平成11年～
政策目標	生産量の拡大	生産性の向上(1)	生産性の向上(2)	環境に配慮した農政	安全・安心な農村
制度・政策	土地改良法 (昭和24年)	農業基本法 (昭和35年)	(農業基盤整備事業)	(農業農村整備事業)	食糧・農業・農村基本法(平成11年)
科学技術	基礎技術	現場対応技術	計画技術	調整技術	政策先導技術
主な技術分野	農業土木学	農業土木学の変化	農業工学	環境工学	農村工学

4) 長期的な事業計画に対応した研究開発

5) 事業計画の他、個々の政策にも対応した研究開発

6) 政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」(平成19年3月) p.93-101

表3 経済産業政策(ナショナルプロジェクト)と科学技術

年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代
政策目標	重化学工業化	高度経済成長	科学技術の重視	バブル崩壊の対策	持続的成長
制度・政策	●大型プロジェクト(1966年)	●サンシャイン計画(1974年) ●ムーンライト計画(1978年)	●80年代ビジョン(1980年)	●新規成長8分野(1994年) ●新規成長14分野(1996年) ●新規成長15分野(1998年)	●総合科学技術会議(重点4分野)(重点8分野)

業政策における技術政策の重要性の高まりを窺うことができる。

このように、経済産業政策においては、大型プロジェクトの事例に見られるように、近年、産業政策における技術政策の重要性が高まり、政策決定において専門人材が重要な役割を担ってきたものと考えられる。

(4) 国土交通政策⁷⁾

国土交通政策については、科学技術政策の重要性の変化を示す一つの事例として、船舶・自動車の基準認証制度に関する政策について論じる。



国土交通省

船舶・自動車の基準認証制度には、基準認証に関する技術的な知識が深く関連していることから、技術系の専門人材の重要性が高い政策の一つであると考えられる。

船舶については、1912年のタイタニック号の事故を契機に、国際法として船舶の安全性が規定されることになった。この安全性の規定は、研究開発の方向性に大きく影響を与える重要なものであることから、その後、安全性に関する国際法の改正や関連する国際基準の策定に際し、日本国として、国内の専門家を中心と

する十分な議論を踏まえて国際会議に臨んできたという経緯がある。また、関連する国内法には、弾力条項⁸⁾を設けることにより、新技术に柔軟に対応するような政策的配慮がなされている。

自動車については、国際基準よりも一段高い国内基準を設定することにより、技術革新を促進させることに成功し、1978年(昭和53年)には、「日本版マスクー法」という世界一厳しい排出ガス規制を策定している。また、「自動車アセスメント」として乗用車の保安基準を消費者向けに公表し、消費者の選択行動を誘発させることにより、自動車メーカーによる安全性に関する研究開発を促進させるという政策を推進している。

このような政策を経て、船舶・自動車の分野において、現在の日本の高い技術レベルがもたらされている。船舶・自動車の基準認証制度は、科学技術政策の重要性を示す事例であると共に、政策が科学技術の発展を促進させた成功事例の一つということもできる(表4)。

このように、国土交通政策の分野においても、専門人材の政策分野における重要性を窺うことができる。

表4 国土交通政策(基準認証)と科学技術

船舶	自動車
安全性に関する国際基準	環境・安全に関する国内基準
●国際基準への国内情勢の反映 ●国内規定の弾力条項	●一段高い国内基準(日本版マスクー法) ●消費者の選択行動の誘発(自動車アセスメント)

7) 政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」(平成19年3月) p.15-22

8) 例えば、船舶構造基準第三条には、「潜水艦、水中翼船等の特殊な船舶であって、こ省令で認めるものについては、……」という規定がある。

(5)防衛政策⁹⁾

防衛政策においては、日米技術交渉の経緯を分析することにより、科学技術政策の重要性の変化を示すことができる。



防衛省

日米技術交渉の始まりは、1954年(昭和29年)の日米安全保障条約である。日米安全保障条約の締結当初においては、日本の防衛技術は米国からの無償援助が中心であった。これは、日本の経済力や技術力の脆弱さが背景にあったが、徐々に日本の経済状況が改善する中、有償援助やライセンス供与という方法に変化してきた。

そして、1980年代に入ると、日米半導体摩擦など、日米間で様々な問題が発生したことから、防衛分野においても、日米間で対等な協力関係を構築することが米国から求められていた。具体的には、FS-Xの共同開発(1983年)や弾道ミサイル防衛の共同開発(2004年)があげられる。

このような経緯を経て、日本の防衛政策において、科学技術政策の重要性が高まってきた。また、防衛省の組織構造においても、専門家の役割を高める方向で改革が推進されており、最近では、平成17年7月の組織改編により、防衛省内において、「技術戦略」、「技術評価」、「技術実証」の3つの観点から技術部門の機能が

強化されている。

このように、防衛政策においては、日米技術交渉の経緯を分析することにより、科学技術政策の重要性の高まりを窺うことができる。

3. 知的財産政策史

知財政策史研究会は、2年度(～2007年3月)にわたって開催され、各会合では、有識者(特許庁OB等)による講演、及び、意見交換が行われた。また、文献検索による文献調査も実施した¹⁰⁾。

さらに、2006年3月には、本研究会の中間報告として、公開シンポジウムを開催し、知財分野の専門家により、知財政策史に関する講演、及び、意見交換が行われた¹¹⁾。

以下では、知的財産政策史について、専門人材の役割に関する歴史廻行的研究を行った結果について、A.国際政策、B.国内政策、に区分して紹介する。



政策研究院シンポジウム

表5 防衛政策(日米技術交渉)と科学技術

年代	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代
技術政策	米国から日本への一方向 (無償援助→有償援助、ライセンス)			二国間(共同研究、共同開発)		
日米間の枠組	●日米安全保障条約 (1954年)	●資料交換に関する取極 (1962年～) ●武器輸出三原則 (1967年～)	●武器輸出三原則の強化 (三木内閣) (1976年)	●日米装備・技術定期協議 (1980年～) ●対米武器技術供与取極 (1983年～)	●総合科学技術会議 (重点4分野) (重点8分野)	●対米武器技術供与取極 (2006年～)

9) 政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」(平成19年3月) p.113-125
 10) 特許庁編「工業所有権制度百年史(上・下)」(昭和60年2月28日) 発明協会
 11) 政策研究大学院大学「政策研究院シンポジウム報告書」2006年3月

A. 国際政策

知財分野の国際政策として、初期の頃に目を向けると、産業革命以降、市場経済が発達し、商品の国際的な流通が高まる中、19世紀後半には、知的財産を巡る国際的な問題が発生し始めていた。例えば、19世紀後半のパリ万博やウイーン万博の際に、発明品を出展するとアイデアが盗用されてしまう恐れがあることから、多くの発明家が出展を拒否したことがその事例の一つといえる¹²⁾。こうして、知的財産の国際的な保護の必要性が広く認識されるようになり、国際政策としての知財政策がスタートすることになった。

ここでは、パリ条約、WIPO、WTO・TRIPS協定などのマルチの国際政策、日米構造協議、三極特許庁会合などのバイ・プルの国際政策の他、UPOV条約、生物多様性条約などの特定分野の国際政策に関する歴史廻行的研究の結果について報告する。

1. パリ条約(1883年～)

パリ条約は、工業所有権の国際的な保護を図ることを目的として、1883年にパリで調印された条約であり、知財分野の三大原則である、内国民待遇の原則、優先権制度の原則、特許独立の原則が規定されている。以下では、パリ条約への加盟と、主な条約改正の経緯について報告する。

(1) パリ条約への加盟(1899年)

日本がパリ条約に加盟したのは、1899年である。それまでに、イギリス、スイス、フランスなどの諸外国

から、パリ条約への加盟の要請があったが、婉曲的に断っていたようである。その背景には、不平等条約の改正交渉があり、パリ条約への加盟は、不平等条約の改正交渉の妥結を待つ必要があったといわれている。

パリ条約への加盟に際しては、加盟準備にあたり、「内国民待遇の原則」に関連して、外国人に関する調査を行うことが必要になり、1897年、特許局（現在の特許庁）の審判官（磯部正春）、審査官（本野英吉郎）を欧米に派遣している。この調査は、専門的な観点から実施する必要があることから、専門家として審査官・審判官が調査に行くことになったものと考えられる。

(2) 第8回改正会議(1967年)

パリ条約の改正会議の中でも、1967年の第8回改正会議は、WIPO設立条約が締結された会議として重要である。

第8回改正会議では、日本から、特許庁長官や外務事務官の他、専門家を代表して、特許庁審査第二部長（吉藤幸朔）が参加し、専門家の立場から交渉に関与していた。

このように、パリ条約については、条約への加盟時のみならず、条約改正においても、特許庁の審査・審判の専門家が国際交渉に参加するという状況であった。

(3) 第9回改正会議(1980年～1984年)

パリ条約の第9回改正会議は、1980年～1984年に開催されている。この改正会議では、改正条約の採択という成果には至らなかったものの、特許情報の提供、開発途上国の開発協力等、一応の合意が得られている。第9回改正会議においては、1979年より、在ジュネー

表6 パリ条約の改正会議の概要

開催年	改正会議／会場	概要
1886年	第1回改正会議／ローマ	実質的な改正なし
1890年～1991年	第2回改正会議／マドリッド	マドリッド協定の成立
1897年～1900年	第3回改正会議／ブラッセル	特許独立の原則、不正競争防止法、等
⋮	⋮	⋮
1967年	第8回改正会議／ストックホルム	WIPO設立条約の締結、等
1980年～1984年	第9回改正会議／ジュネーブ等	特許情報の提供、途上国の開発協力、等

12) 石井正「知的財産の歴史と現代」(発明協会) 2005年5月

ブ国際機関日本政府代表部に、特許庁の審査官・審判官(初代：植村昭三)が出向し、パリ条約に関する国際交渉を担当することになった。

参考 「1979年、ジュネーブ国際機関日本政府代表部へ特許庁から派遣」これは最初の派遣のことです。1979年は、ちょうどパリ条約の改正作業の最中ですね。4回やったわけですが、その第1回のパリ条約の外交会議が1980年ですから、ちょうどその最中に、特許の専門家が外交することが大切であるということで、国会で認められたということです。ということで、ジュネーブの代表部に特許庁の審査官が行くことになったわけです。これは、そのあとも10代続いています。(知財政策史研究会における議論から)

参考 「1968年、BIRPIへ特許庁審査官派遣」この方は、今は弁理士をなさっていますが、この方が、WIPOの前身、BIRPIに初めて審査官として派遣されました。日本からのWIPO職員第1号です。ただし、この時期はコンサルタントなので、いわゆる弁当持ちです。経費は全部、日本が持ち、籍も入らないということです。しかしながら、これは国際要員として初めて日本の特許庁から出した人です。それが急に10代続きました。1980年ぐらまでそのコンサルタントが毎年1人ずつ交代という形で増えていく。こういったことで人材養成を行なっていました。(知財政策史研究会における議論から)

2. WIPO設立条約(1967年～)

WIPO (World Intellectual Property Organization ; 世界知的所有権機関) は、知的所有権の国際的な保護を専門とする国連機関の一つであり、WIPO設立条約(1967年)に基づいて、1970年に設置されたものである。WIPOは、知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)(1892年)の後継機関として設立されたものなので、歴史は古く、パリ条約に基づく工業所有権保護同盟の国際事務局(1883年)に遡ることができる。

WIPOの役割としては、関連条約の管理業務、情報収集、広報活動などがある。現在、WIPOには、特許庁から、事務官の他、審査官・審判官が出向し、専門家の立場からこれらの業務の一部を担当することにより国際的な知財政策に貢献しているところである¹³⁾。

表7 WIPO設立に至る経緯

年	組織名
1883年	パリ条約の国際事務局
1886年	ベルヌ条約の国際事務局
1892年	知的所有権保護合同国際事務局 (BIRPI)
1970年	世界知的所有権機関 (WIPO)

以下では、WIPOが管轄している条約・協定として、特許協力条約(PCT)、ストラスブール協定、ブダペスト条約、特許法条約(PLT)について、その検討開始から成立に至る経緯について報告する。

(1) 特許協力条約(1970年～)

特許協力条約(Patent Cooperation Treaty ; PCT)は、同一発明を複数国に出願する場合に、出願の方式を統一し、出願人の労力・費用、及び、各国特許庁による審査の重複負担を軽減する制度である。

PCTは、「工業所有権の保護に関するパリ同盟執行委員会」の勧告¹⁴⁾(1966年)に基づいて、1967年より検討が開始された。日本は特許出願の多い国(米国、英国、ソ連、西ドイツ、仏国、日本)の一つであることから、条約草案の段階(1967年)から検討に参加している。

この条約は、特許実務に関する手続規定から構成されるものであることから、各国特許庁の審査官・審判官の知見が必要であるとして、「専門家会議」(1967年、1968年)が開催され、条約の草案に対する審議が専門家を中心に行われた。その結果、1970年にPCTが採択された。なお、PCTの効力が生じたのは、1978年からである。

13) 数年前には、WIPO事務局次長のポストを、特許庁の審査部長(植村昭三)が専門家として担当していた。

14) 「BIRPI事務局長は、出願人及び各国政府のいずれかの側においても重複して費やしている労力を軽減するための解決策について、同様の問題を解決するための他の国際機関及び国家グループの努力に妥当な考慮を払って、パリ同盟の枠内における特別の取極を含む今後の行動をするための特別勧告を作成する方向で、早急に研究に着手する」という勧告。

参考	<p>そういう意味で、知的財産という分野におきましては、南北問題により、具体的な成果は出なかったということではありますが、この時代に非常に顕著な成果がWIPOにおいて見られた。それは、PCTです。PCTの検討が決定されたのが1966年です。これは、1966年にアメリカが提案して、70年に採択されたもので、ジュネーブでは「世紀の大発明」と言われているんです。(知財政策史研究会における議論から)</p>
----	---

表8 PCTの採択に至るまでの経緯

年/月	会議の種類	概要
1967/2	コンサルタント会議	条約草案の検討
1967/10	専門家会議	1967年草案の検討
1968/3	国際調査に関する作業部会	国際調査に関する検討
1968/12	専門家会議	1968年草案の検討
1970/5	外交会議	PCTの採択

PCTは、手続きの複雑さや業務の重複をさらに解消するため、2001年の第1回PCTリフォーム以降、いくつかの制度改正が行われている。改正内容は、「国内移行期限の一律30月化」、「国際調査及び国際予備審査の効率化」、「みなし全指定制度」など、特許実務に関わる内容が多いことから、その交渉には特許庁の審査官・審判官が重要な役割を担っている。

(2) ストラスブール協定(1971年～)

ストラスブール協定は、各国の特許分類の統一化を目的とする国際特許分類 (IPC) に関する条約である。このIPCの原案は、「特許の国際分類に関する欧州条約」(1954年12月19日) であり、仏国、蘭国、英国、西独国の特許専門家(特許審査官)が策定に関与していた。

その後、欧州とBIRPIの間で協議が行われ、「国際特許分類に関するストラスブール協定」が調印され(1971年)、パリ条約のすべての国は、IPCに関して欧州と同等な立場で参画することができるようになった。日本は、同協定を1977年に批准した。

IPCの改正会議は、技術の進歩に伴い5年ごとに開催¹⁵⁾されている。日本からは、特許審査官が専門家とし

て交渉に参加しているが、欧米でも専門家の活用が積極的であり、複数の特許専門家を、議題(技術分野)ごとに交代させて改正交渉にあたっているところもある。

表9 ストラスブール協定の成立に至るまでの経緯

年	担当	概要
1904年	BIRPI	BIRPIによる国際分類の提案(否決)
1951年	欧州	欧州に分類作業部会の設置
1954年	欧州	特許の国際分類に基づく欧州条約の成立
1971年	WIPO	ストラスブール協定の成立

2006年には、IPCリフォームが行われた。この改正は、「アドバンスレベルとコアレベルの二分化」、「分類付与ルールの見直し」、「公報表記の変更」など、実務面に関する大きな改正であったことから、特許庁の審査官・審判官の役割は重要であったと考えられる。今後、三極分類調和に関する検討が予定されており、特許庁の審査官・審判官の益々の活躍が期待されている。

参考	<p>「ストラスブール協定」。これは若干、技術的なことですが、特許庁の観点からすると非常に大きな出来事だったわけです。いわゆる特許分類です。それまでは日本独自の、日本特許分類というのがあったんです。それを、国際特許分類——これはヨーロッパで生まれたんですが、——として国際条約化して、国際的に特許文献でサーチをする、あるいは特許文献の仕分けをする際の分類として利用できるようにしたわけです。従って、各国の特許分類を国際的に共通なものにしたというものでございますが、これもPCTと相前後してできてきているということです。(知財政策史研究会における議論から)</p>
----	---

(3) ブダペスト条約(1977年～)

ブダペスト条約は、微生物寄託の容易化を目的として1977年に制定された条約であり、国際的に承認された寄託機関(国際寄託当局)のいずれかに微生物を寄託すれば、締約国はこれを自国の特許手続上、承認するというものである。

15) 2006年1月からは、3年ごとに改正会議が開催されることになっている。

英国がWIPOに国際寄託機関の創設について提案を行ったことから検討が始まった。この条約は、微生物を取り扱う条約であり、専門家の知見が必要不可欠であることから、「専門家委員会」において、具体的な条約草案の検討が行われた結果、1977年の外交会議でブダペスト条約が成立した。この外交会議には、審査官・審判官の経験者である審査第四部長が特許庁の専門家を代表して参加している。

日本は、1980年にブダペスト条約を批准した。その後、国内では、寄託微生物の対象拡大など、微生物の寄託体制の整備が進められてきたが、微生物の安全性や保存技術など、専門的な知見に基づく検討が必要であることから、ブダペスト条約に関連する施策には、関連分野の審査官・審判官の役割が重要であったと考えられる。

表10 ブダペスト条約の成立の経緯

年	会議の名称	概要
1972年	(WIPO)	英国提案
1974年	第1回専門家委員会	条約草案の策定
1975年	第2回専門家委員会	条約草案の審議
1976年	第3回専門家委員会	微生物の輸入制限、微生物の分譲の時期、等々
1977年	外交会議	ブダペスト条約の成立

参考

微生物の寄託対象の拡大は、バイオテクノロジーの技術進歩が顕著な80年代後半から90年代にかけて、担当審査室での重要課題でした。なぜなら、微生物の寄託は、審査実務において、実施可能要件という重要な判断に関係するためです。したがって、担当の審査官が、審査を行う日々の業務の中で、毎年の新政策として、寄託対象の拡大を提案していました。この提案は、当時、ほぼ毎年、出されていました。そして、庁内のヒアリングでは、審査官が、実務上の必要性を説明し、欧米の寄託機関の先進事例などを紹介していました。こうした中で、従来から寄託対象であった細菌、かび、酵母に、藻類、動物細胞が加わる等、段階的に寄託対象が拡大し、最近では、プラスミド、種子、受精卵なども寄託対象になりました。今後とも、寄託対象はさらに拡大していくものと期待されます。(知財政策史研究会における議論から)

(4) 特許法条約(PLT：2000年～)

WIPOは、1985年に、特許制度の国際的な調和を目的として、特許調和条約の検討を開始し、1990年までに10回の専門家レベルの会合を開催した。その結果、特許調和条約原案の策定に至っている。

そして、1991年、特許調和条約の採択のために第1回外交会議が開催されたが、米国が先発主義の許容に固執したこと等の理由により、結論を出さない予備会合とされた。

その後は、交渉の実質的な進展は見られなかったが、特許の手続面の調和に関しては、PLT (Patent Law Treaty；特許法条約)が2000年6月の外交会議で成立している。今後は、先願主義、従来技術の範囲、グレースピリオド等、実体的な部分についての調和を目指した実体特許法条約(SPLT)の検討の行方が注目されており、実体面の調和であることから、知財分野の専門人材の貢献が期待されている。

3. WTO・TRIPS協定(1995年～)

WTO(世界貿易機関)に付属する協定の一つとして、TRIPS協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)が1995年に成立し、知的所有権における最低限の保護水準の遵守が規定された。

TRIPS協定は、内国民待遇に加えて最恵国待遇を規定したこと、特許の保護期間を出願日から最低20年としたこと、化合物や医薬品を含む全ての発明を特許の保護対象としたこと、国境措置を含む知的所有権の行使を加盟国の義務としたことなど、手続面のみならず実体面に踏み込んで規定しており、現在でも、実体的な国際条約として重要な役割を担っている。

(1) TRIPS交渉に至る経緯

知的所有権の問題がWTOで最初に取り上げられたのは、WTOの前身であるGATT(関税及び貿易に関する一般協定)の第7回多角的交渉(東京ラウンド, 1973-1979)である。商標権侵害をしている商品が急速に増加して市場に出回っていることから、その取

締りの強化に向けた交渉が米国により提案されたことに始まる。

東京ラウンドにおいては、知的所有権の問題について実際に議論が行われ、基本的な目的についての賛同は得られたものの、各国の法制度に大きな差異があること等により、最終的な合意には至らなかった。

しかしながら、その後、1986年のGATT閣僚会議において、GATTの第8回多角的交渉(ウルグアイ・ラウンド, 1986-1994)での交渉項目に知的所有権を新分野として加えることが決定された。

参考	「知的財産制度は属地的です。国によって制度が異なります。例えば、多くの途上国では10年ぐらい前まで医薬品の特許対象から除外していました。そこで、先進国の製薬企業から、医薬保護を義務づける国際法をつくって欲しいという要望がありました。パリ条約では足りないというのが、TRIPS協定の原動力でした。もうひとつは、著作権。アメリカのハリウッド等が著作権について、途上国の取締りを強化して欲しいと求めました。このような背景の中、TRIPS交渉がスタートしました。」(知財政策史研究会における議論から)
-----------	--

参考	TRIPS交渉の場合、途上国には知財がわかっている交渉者は少なかったと思うのですが、日米欧は、知財専門家が対応していました。日本は主に特許庁が交渉の担当者でした。内容に応じて、文化庁の専門家、大蔵省(現在の財務省)の水際専門家も参加しました。混成チームによる対応でした。アメリカは一人で担当していました。元アメリカ特許庁の国際法務部で働いていた方ですが、彼が一人で全部、著作権も含めてやりました。それから、ヨーロッパも一人がやりました。これはもともと貿易屋さんですが、会議場の隣に特許庁職員や著作権関係の人たちを集めて、何か問題があればその部屋に行って相談して帰って来るという状況でした。そういう意味では、日米欧は交渉にエキスパティーズを反映していたと言っていると思います。日本は多いときは6人ぐらいで参加するんです。三ヵ国協議とかいうと、全部で10人なのに、日本人が6人とかいうことがありました(笑)。(知財政策史研究会における議論から)
-----------	--

参考	WTOでは、知財交渉の場合も他の国際交渉の場合も、途上国の交渉者はみな外務省の外交官です。そして、繊維も、農産物も、アンチダンピングも、知財も、全部一人で担当です。本国に指示をおおぐなんてことはしません。しても、本国に交渉がわかる専門家がいませんし、いても短期間にレスポンスは返ってきません。そういう意味で、途上国にとってはよくわからないままにTRIPS協定ができたという思いが残ったのではないのでしょうか。(知財政策史研究会における議論から)
-----------	--

(2) TRIPS交渉の変遷

TRIPS交渉から最初の2年間は、マンデート論(ガッタビリティ)として、知的所有権の問題をGATTで議論すべきか否かについての議論にとどまり、具体的な議論に入ることができなかった。しかし、1989年の中間レビューにおいて、マンデート論はウルグアイ・ラウンド終結時に結論を出すことで合意された。これにより、具体的な議論が開始されることとなった。

ウルグアイ・ラウンドでは、主に農業問題をめぐって交渉が難航していたが、早期妥結を図るため、ダンケル・GATT事務局長により最終合意文書案(ダンケルテキスト)が提示された。これは、GATT全体で一つのパッケージとする考え方であり、途上国が受け入れに難色を示している新分野に対して、農業分野などの内容を途上国に有利にすることによって全体としてのバランスをとり、GATT全体を一つのパッケージとしてまとめようとしたものであった。その後、交渉の結果、1994年に最終合意に至ることになった。

(3) TRIPS交渉における日本の対応

TRIPS交渉の検討事項には、最恵国待遇、特許の保護期間・保護対象、国境措置など、実務的な内容が多く含まれており、知財分野の専門人材の関与が必要な分野であるといえる。

このような状況下、日本国特許庁では、1981年に庁内に国際協力官を設置し、そこに専門家(審査官・審判官)を配置して、国際交渉の担当官とした。さらに、1986年には、国際課多角的交渉対策室を設置し、そこに専門家(審査官・審判官)を配属させることにより、専門的な視点から国際交渉に対応できる体制を整備した。

このように、日本では、審査官・審判官が国際交渉の場に参加し、専門的な視点から交渉に貢献している

が、諸外国の場合には、知財分野の国際交渉の場に審査官・審判官は参加していないことが一般的であり、日本の国際交渉の手法と異なっている。

参考	「JPOに国際課設置」。それまでは総務課の片隅に国際班というチームがあって、国際調査官という課長前の人が対応されてやっていたんですが、1986年にやっと国際課ができて、現在に至っています。このように、国際的な人材の活用以外にも、国内体制として国際課が設置され、一連の内なる国際化が進展してきたことは重要である。(知財政策史研究会における議論から)
-----------	---

参考	知財の国際交渉の担当者については、日本では、例えば特許庁の審査官が国際交渉に参加する機会があるわけですが、ヨーロッパやアメリカの場合には、EPO、USPTOの審査官が国際交渉に参加する機会は、少ないですね。欧米では、交渉担当者はロイヤー（弁護士）です。WIPOでもほぼ同じですね。日本のように現職の審査官が国際交渉を担当するのはめずらしいケースです。(知財政策史研究会における議論から)
-----------	---

4. 三極特許庁会合(1983年～)

日米欧の三極特許庁は、膨大な出願処理、特許情報の有効活用などの共通の課題を有しており、これらの課題を解決することを目的として、1983年より、日米欧の三極特許庁で、様々な施策の検討が進められてきた。

(1) 三極特許庁会合における議論

三極特許庁会合は、1983年より開始されている。年1回、各国の特許庁長官が出席する首脳会議が開催されるほか、毎年数回、専門家会合が開催されている。専門家会合では、知財専門家による専門的な議論が行われており、その議論の結果を踏まえて、三極特許庁協力が推進されてきた。これまでの検討事項としては、特許情報に関する協力、及び、審査実務の調和に関する協力の二つが柱となっており、例えば、特許情報の相互交換、サーチ結果交換、バイオテクノロジーやコンピュー

タ関連発明の審査実務の比較研究などがあげられる。

参考	三極協力は、2002年に三極会合が20周年を迎え、ミュンヘンで記念式典が行われました。この記念式典が行われた時期は、奇しくも各庁が滞貨をかかえ、現在の滞貨問題が世界的な兆候になってきた頃でした。したがって、ワークロードをどうするか、三極特許庁とユーザーが集まって議論をしました。20年前にも、ちょうど現在と同じように、三極特許庁自体でも滞貨が溜まっていました。そこで、三極で何をすべきか議論がなされ、ペーパーレスにしたらどうかということになりました。実は、ペーパーレス計画の発端がこの三極特許庁の20年前の最初の会合です。そのときに、日本の特許庁長官（若杉）、アメリカの特許庁長官、EPO特許庁の長官の3人が、ジュネーブのWIPOの会合のときにたまたま集まり、アメリカの長官（モシンホフ）から「ペーパーレスのシステム構築を三極で協力をやったらどうか」という話がありました。(知財政策史研究会における議論から)
-----------	--

(2) 三極特許庁会合における日本の対応

日本国特許庁は、専門家会合に知財専門家（審査官・審判官）を派遣することにより、三極特許庁会合に対して積極的に対応してきた。その結果、審査実務の比較研究レポートの策定、審査官交流、特許審査ハイウエイ¹⁶⁾の実施など、様々な成果が得られている。

参考	三極協力のデータベースの交換と公開等、日米欧の統一が、約20年かけて行われてきました。これには審査基準の統一も含まれています。基準の統一の議論をしてくと非常にいいことは、いままでなかなかやろうとしてできなかった実体ハーモということが、視野に入ってくるのです。WIPOを中心にハーモナイゼーションの議論をするときには、手続的なハーモナイゼーションが限界で、実体的なものはなかなか難しい状況でした。三極でこの基準の統一の議論をずっと繰り返していくなから、実体ハーモは行けるのではないかというコンセンサスができつつありますね。実務家レベルでは、もうほとんど大丈夫だろうと。(知財政策史研究会の議論より)
-----------	--

16) 自国で特許になった場合に、出願人の選択に応じて、外国特許庁に自国特許庁の審査経過書類等を提出することにより、外国において早期審査を受けることができる仕組み

表11 三極特許庁会合の経緯(初期の頃)

年/月	会場	概要
1983/10	ワシントン	第1回 首脳会合
1983/11	ハーグ	専門家会合(バックアップファイルの入力分担)
1983/12	東京	専門家会合(データ交換標準)
1984/3	ワシントン	専門家会合(データ交換標準)
1984/8	ミュンヘン	専門家会合(運用のハーモナイゼーション)
1984/10	ミュンヘン	第2回 首脳会合
1985/2	東京	専門家会合(運用のハーモナイゼーション)
1985/7	ワシントン	専門家会合(運用のハーモナイゼーション)
1985/10	東京	第3回 首脳会合
1986/2	ハーグ	専門家会合(運用のハーモナイゼーション)
1986/9	東京	専門家会合(サーチ結果交換)

5. 日米二国間交渉(1988年～)

米国では、1980年代半ばに先端技術分野の貿易収支が輸入超過に移行して以来、特許を重視する政策(プロパテント政策)を推進している。とくに、日米間においては、日米半導体摩擦などの諸問題が発生する中、米国企業の一部から、日本における特許保護が十分ではないという指摘があり、これを契機に、日米二国間交渉が開始された。

交渉の経緯としては、日米貿易委員会、日米構造協議、日米包括経済協議という方向に交渉が進展し、知財分野では、日本における特許保護の問題点などについて議論がなされた。具体的には、特許審査が

参考	日米交渉においては、米国の交渉担当者は、日本と違って長いこと一つのことをやっている人が当たります。専門家であり知識の厚さが違う。ですから、こちらも長いことこれをやっている人でないととても太刀打ちができなかったと思います。それから、実務の裏付けがないとなかなか話の内容がわからないんですね。実務というのは、審査をしていなければわからないものですが、審査実務の裏付けがあって、初めて答えることができたということだったと思います。(知財政策史研究会における議論から)
-----------	--

遅い、クレームが狭い等、審査実務に関する内容が多く含まれていた。このため、最初の段階では、事務官を中心に交渉が進められていたが、交渉に専門的な知見が必要であることから、徐々に専門家(審査官・審判官)が協議に参加して交渉が進められるようになった。

参考	日米交渉での例を申し上げますと、実際に出願書類がアメリカ人から日本の特許庁に提出され、そこにはアメリカの技術が開示されているわけですが、どこまで技術内容を開示すれば特許権を与えてもらえるのかということは、まさに審査実務なんですね。また、日本の特許庁では同じ出願に対して審査部と審判部でなぜ判断結果が異なるのかとも問われました。裁判と同じで、地裁と高裁の判断が異なるのは当たり前ですけれども、私は、審判制度の存在理由から説明し、判断が違っていても当然で、違わなければ審判部の存在価値がないということをお納得してもらいました。(知財政策史研究会における議論から)
-----------	---

表12 日米二国間協議の経緯(知的財産分野)

年	会場	概要
1988年	日米貿易委員会	(知的所有権作業部会) 特許審査の遅延と特許クレームが狭い点について指摘される。
1989年	日米構造協議	(排他的取引慣行) 審査遅延と日本企業の大量出願を、米国企業の日本への参入障壁として指摘される。→日米構造協議最終報告(1990.6)
1993年	日米包括経済協議	(知的所有権作業部会) 審査処理期間短縮の他、英語出願の許容、特許付与前異議の廃止などが議論される。
1994年	日米合意	日米双方の要求項目が合意される。(1994.8)

6. UPOV条約(1988年～)

UPOV条約(Union internationale pour la protection des obtentions végétales)は、植物品種の保護に関する条約であり、1961年に成立し、その後、いくつかの改正が行われている。

植物品種の保護の歴史は、19世紀初めに農業政策

を重視する欧州諸国において、植物品種保護の必要性について議論されたことに始まる。植物の特性は特許法上要求される進歩性や反復可能性が馴染みにくいことから、20世紀に入って欧州の多くの国で植物品種の保護制度が普及する中、1961年にUPOV条約が成立した。

UPOV条約には、二重保護禁止規定として、植物品種は種苗法で保護し、他の法律（特許法等）に基づく保護を禁止する規定が盛り込まれていたため、その解釈や条約改正の方向は、特許関係者の関心事項になっていた。

そして、1991年改正案について、バイオテクノロジー分野の特許専門家を含めて議論がなされ、関連する国際会議にも特許専門家が参加するようになった。最終的には、二重保護禁止規定の撤廃に至り、1991年改正条約が合意されている。

参考 UPOV条約（案）の二重保護禁止規定は、バイオテクノロジー分野の審査室において懸案事項でした。制度改正審議室からの指示にしたがって、その審査室の審査官が登録特許の事例を調査したり、関連する判例の動向を調査することもありました。バイオテクノロジー技術の初期の頃ですが、植物に関連する登録特許が既に存在している状況でした。制度改正審議室にバイオテクノロジー分野の審査官が併任して、UPOV条約に関連する業務を担当することもありました。（知財政策史研究会における議論から）

表13 UPOV条約の成立と改正の経緯

年	概要
1961年	条約の成立。二重保護を禁止する規定がなされる。
1971年	条約改正。二重保護の禁止規定については、修正なし。
1978年	条約改正。二重保護の禁止規定の原則を維持しつつ、特例 ¹⁷⁾ を認める。
1991年	条約改正。二重保護の禁止規定が撤廃された。

7. 生物多様性条約(1992年～)

生物多様性条約（Convention on Biological Diversity）は、生物多様性の保全を目的とした条約であり、1992年に条約の合意に至っている。この条約には、生物多様性の利用により生ずる利益を配分すべきことが目的規定に示されている。

その後、2002年のボンガイドラインにより、加盟国は知的財産の申請における遺伝資源の原産国開示を奨励する手段をとるべき旨、示されたことから、知的財産制度（TRIPS協定）との整合性の問題が顕在化した。

このような背景から、WIPO/IGCやWTO/TRIPSにおいて、国際的な議論がなされてきたが、現在においても、生物多様性条約と知的財産制度の整合性を巡る問題は、国際会議における懸案事項になっている。現在では、特許庁の専門家（審査官・審判官）も、専門的な視点から国際的な議論に積極的に参加している状況である。

参考 1992年、地球サミットにおいて、リオ・デ・ジャネイロ宣言により、生物多様性条約ができたところに、外交交渉が行われました。生物多様性条約には、利益配分に関する規定がありますが、あのときは、知財関係者はまったく知らされていなかった。おそらく書類は溜まっていたと思うんですけども、誰も気がついていなかったんですね。しかし、そこにトラディショナル・ナレッジに関する主権の問題について、いろいろと書かれていたのです。みんな書いてあるんですけども、気がついていなかった。したがって、生物多様性条約の外交交渉にも当然、知財関係者は参加していなかったわけです。いよいよ外交会議をケニアでやるという段階になって知財と大いに関係していることに気付いた。アメリカの特許庁も同じ状況で、それからワーッと世界的に、いわゆる“特許ピープル”に、「これは大変だぞ」といって警鐘を鳴らして、一応外交会議には間に合って、条約内容を知財とバランスのあるものにしました。（知財政策史研究会における議論から）

17) 既に二つの方式で保護を与えている米国などへの配慮から、一定の条件の下に二つの方式による保護の特例を認めた。

表14 生物多様性条約の経緯と知的財産制度

	会議の名称	概要
生物多様性条約 (CBD)	2002年 第6回締約国会議 (COP6)	●ボン・ガイドラインの採択
	2004年 第7回締約国会議 (COP7)	●インターナショナル・レジーム → ABS作業部会へ発注 ●出所開示等の技術的研究 → WIPOへ発注
	2006年 第8回締約国会議 (COP8)	●ABS作業部会によるグラナダ・テキスト (インターナショナル・レジーム) → 合意に至らず
世界知的所有権機関 (WIPO)	遺伝資源等政府間会合 (IGC)	●出所開示等の技術的研究 → CBDへ送付
	PCTリフォーム・ワーキンググループ	●スイス提案：国内段階、国際段階での出所開示について
	特許常設委員会 (SCP)	●ドミニカ・ブラジル提案：出所開示と拒絶理由 (無効理由)
世界貿易機関 (WTO) ・ TRIPS 協定	TRIPS理事会	●インド提案：出所開示と特許権の取り下げ ●ペルー提案：TRIPS協定の改正 (27条・29条)

B. 国内政策

B-1. 法制面

知財分野の国内政策の動向として、初期の頃に目を向けると、法制面においては、日本で最初の特許制度として、1885年に専売特許条例が成立し、その後、1888年の特許条例、1899年の特許法 (明治32年改正法)、という方向に制度改正が進展した。そして、1959年には抜本的な改正 (昭和34年法改正) が行われ、現在の特許法と同じ体系の法律が成立している。そして、1970年 (昭和45年改正法)、1975年 (昭和50年改正法) において、重要な制度が次々に導入されていくことになる。

ここでは、専売特許条例の制定から、明治・大正時代の法改正、昭和時代の法改正について、歴史廻行的研究を行った結果について報告する。

1. 専売特許条例 (1885年)

(1) 専売特許条例の制定

日本で最初の特許制度は、1885年に制定された「専売特許条例」である。この法律は、その後、1888年に法改正がなされて「特許条例」という名称に変更されている。専売特許条例は、高橋是清 (初代特許庁長官) に

より提案されたものであり、先発明主義が採用され、出願公開制度や審査請求制度がない点など、現在の特許制度と相違する部分もあるが、審査主義が採用され、審判制度 (再審査) についても規定されている点など、共通する部分も見られる。

このように、特許制度の制定当時から審査・審判制度が採用されており、知財分野において、専門人材を行政に活用しようとする考え方が当初から存在していたことが窺われる。また、専売特許条例よりも14年前に提案された専売略規則 (1971年、福沢諭吉) が執行停止になったのは、審査官等の専門人材の確保が不十分であったことが理由の一つであるといわれている。知財政策における専門人材の重要性を示す出来事であったといえる。

参考

(専売略規則が制定された) 当時、専売特許のことたるは、我が国の未曾有の政務であるのみならず、その施行上には特殊の学術と錬磨とを要し、多数の外国人を雇入るに非ざれば実行すること到底、能はざるなり。ついに当分、これを中止することとなせり。…… (専売特許制度が制定された) 当時、我が国の専門の教育、ようやく開け、これを実行するに於いて敢えて外国人を雇用するを要せざるに至れり。(高橋是清遺稿集)

(2) 専売特許局の業務

専売特許局¹⁸⁾(現在の特許庁)は、1886年に設置された。当時の専売特許局は、農商務省に所属し、審査官・審判官は、そうそうたる前職の人材が登用されていた(表15)。そして、審査官・審判官の業務は、審査・審判実務だけでなく、審査基準¹⁹⁾の策定や、工業所有権に関する調査・指導のための地方巡回などの施策を担当していたようである。地方巡回については、「明治23年7月8日、審査官深堀芳樹に京都、大阪、兵庫、群馬、栃木、奈良、三重、愛知の二府六県に巡回を命ず」等の記録が残っている²⁰⁾。

参考	高橋是清は、特許局新庁舎の構想を提示したが、ルネッサンス式のれんが造り、三階建ての堂々たるものであった。そこで、当時の農商務大臣(井上毅)が「こんな大きなものを建てて一体何年これをやる見込みか。」と尋ねたのに対して、「まず、今後二十年です。二十年経って、これでは狭いというようにならねば日本発明界の進歩は覚束ないと思います。東京見物に来た者が、浅草の観音様の次には、特許局を見にゆこう、というくらいにしたいと思います。」と答えている。(高橋是清自伝)
----	---

表15 明治20年代前半の特許局審査官・審判官の前職²¹⁾

	前職	特許局内の異動先
明治20年	判事試補	審判官
	第一高校教諭	審査官
	農商務技手	審査官
明治21年	農商務参事官	審判官
	博物館属	審査官補
明治22年	法制局参事官	審判官
	司法省参事官	審判官
	副領事	審判官
明治23年	領事	審判官
	特許局次長	審判官
	農商務省鉱山局次長	審判官
	工科大学教授	審査官
明治24年	東京工業学校教諭	審査官
明治25年	農商務参事官	審判官

専売特許局の設立当初は、審査官・審判官の定員は非常に少なく1890年(明治23年)の時点で、審判官2人、審査官7人、審査官補12人という状況であった。しかしながら、1891年に特許局の新庁舎が竣工されており、専門人材の増員を含む組織の拡大・拡充が予定されていたものと考えられる。

2. 明治・大正時代の特許改正法

(1) 明治32年改正法

1899年における明治32年改正法では、「特許法」という名称が初めて使われることになった。その頃は、不平等条約改正のための取引の一つとして、工業所有権制度の改正が検討されていたが、国際交渉の結果、改正後の二国間条約に、工業所有権の相互保護の規定が設けられ、パリ条約への加盟が義務づけられた。したがって、明治32年改正法では、パリ条約への加盟に伴う国内法改正が中心となり、外国人に特許出願を認める等の制度改正が行われた。

その頃の日本の技術は、欧米と大きな格差があり、外国人に特許出願を認めることによる弊害に対処することが必要であった。そこで、政策的な措置として、①外国人の特許出願については国内の代理人を強制する、②特許出願の審査を厳格化する、等の対応策が実施されている。このように、専門人材である代理人(弁理士)や、審査官・審判官との連携により、知財政策が実施されており、知財政策における専門人材の役割の重要性を示す事例であるといえる。また、同じく1899年には、弁理士試験(特許代理業者試験)が開始されている。

参考	明治32年法改正当時の日本の技術力 内外人の発明の種類及びその数とを対比すれば、内国人の発明は我が国固有の手工業的発明にして、外国人の発明は機械工業的発明なるを見るべく、その発明の価値においてもまた、自ずから工業進歩の状況を反映するものというべきなり。(第一次特許局年報)
----	---

18) 翌年の1887年に「特許局」に名称変更されている。

19) 当時の審査基準は、「専売特許願人心得」と称されていた。

20) 特許庁編「工業所有権制度百年史(上)」(昭和60年2月28日)発明協会 p.176

21) 特許庁編「工業所有権制度百年史(上)」(昭和60年2月28日)発明協会 p.163 (第1-18表より作成)

(2) 明治42年改正法

1909年における明治42年改正法では、国内公知の採用、職務発明規定の導入などが行われたが、専門人材の観点では、代理人(弁理士)の義務化が特許法に規定²²⁾され、「特許弁理士」という名称が使われることになった。また、この改正法の規定(第16条第2項)に基づいて、明治42年に特許弁理士に関する農商務省令が公布された。

(3) 大正10年法改正

1921年における大正10年法改正では、先願主義への移行、異議申立制度の導入など、重要な制度改正がなされている。これらの改正の背景には、第一次世界大戦中にドイツからの輸入が途絶えて大混乱になり、日本の技術の遅れを痛感したことにあるといわれている。

また、同じく1921年、弁理士法が公布され、「特許弁理士」は「弁理士」に名称が変更された。その頃から、弁理士会は、特許局長から各種施策について諮問を受けて、これに対する答申を行い、また各種の建議を行っている。このように、知財分野の専門人材である弁理士は、政策決定プロセスにおいて、重要な役割を担っていたようである。

3. 昭和時代の特許法改正

(1) 昭和34年改正法

第二次世界大戦後、各々の政策分野で法整備が進められる中、知財分野では、1950年に、工業所有権制度改正審議会が設置され、知財分野の専門人材の意見を踏まえて制度改正を行う体制が構築された。そして、この審議会の最初の答申(1956年)に基づいて、1959年に特許法が改正(昭和34年法改正)された。

昭和34年改正法では、国内刊行物に加えて外国刊行物を公知刊行物とし、特許権の存続期間を出願日から

20年に制限²³⁾する等、重要な改正がなされた他、体系的にも現在の特許法に近い法律に改正された。また、審査官、審判官の職務の重要性が指摘される中、この改正法により、審査官・審判官の資格が政令で定められることとなった。

参考

審査官・審判官の職務の重要性に鑑みまして、その資格を政令で定めることとして、審査官・審判官の資質の向上を期するとともに、審査及び審判の迅速をはかるうとするものであります。(第31回国会参議院商工委員会(1959年)議事録より)

その頃は、日本の経済成長と共に、特許出願が増加し、特許審査の遅れが目立ち始めていた。そこで、特許庁では、1956年に、審査処理の促進を図るため、従来の「審査第二部(特許)」を三分割して、審査第二部(機械)、審査第三部(電気)、審査第四部(化学)とし、審査関連施策の企画・立案を担当する部署として、審査第二部に調整課を設置した。また、同年、審査官が策定した「審査便覧」や「例規集」(特許法などの解釈・運用に関する特許庁の見解をまとめたもの)を公開して、特許出願の質的向上を図る等、審査官も知財政策の一翼を担っていたようである。

(2) 昭和45年改正法

1970年における昭和45年改正法では、特許審査の遅れが深刻な状態になる中、工業所有権審議会の答申に基づいて、早期公開制度の導入、審査請求制度の導入など、重要な制度が導入された。この法案は、1966年の国会審議において、「関係者の理解と協力」を求めることの必要性が指摘されていた。そこで、知財分野の専門人材を中心とする「関係者の理解と協力」という視点から、工業所有権審議会に対して、制度改正についての諮問を行い、1968年に答申が得られている。

22) 特許法第16条(明治45年)

第1項 特許局に対しなすべき事項の代理業は、特許弁理士に非ざればこれを行うことを得ず。

第2項 特許弁理士の資格、登録、監督、懲戒等に関する事項は、勅令を以てこれを定む。

23) 特許権の存続期間は、昭和34年法改正前は、「出願公告の日から15年」という制限のみであった。

参考	最近における技術革新を背景として、特許及び実用新案の出願は激増し、しかもその内容は一段と高度化、複雑化しつつあります。この結果、特許庁における増員、機構の拡充、予算の増加等、種々の審査促進対策の実施にもかかわらず、審査は大幅に遅れ、特許庁には未処理案件が累積し、現在では特許、実用新案一件当たりの審査に要する期間は平均約五年に達する状況になっております。このような事態を打開するため、政府は昭和41年に工業所有権関係法の改正法案を国会に提出したところ、衆議院において、政府は工業所有権制度改正について関係者の理解と協力を求めつつ速やかに抜本的な措置を講ずるべきであるとの決議を頂いたのであります。そこで、政府と致しましては昭和41年11月、工業所有権審議会に対して、工業所有権制度の改正についての諮問を行い、約二年にわたる審議を経て昨年11月、答申を得たのであります。(1969年、衆議院商工委員会)
-----------	--

特許出願の質的向上を図るため、1960年には、特許庁内に審査基準室が設置され、審査官を中心に審査基準を検討するための体制が整備された。こうして、「産業別審査基準」が策定され、1965年に公表されている。さらに、同年、各産業分野に共通の一般的問題を取り扱う審査基準として、「一般審査基準」も策定・公表されている。このように、審査官は、審査基準の策定を通して、知財政策において重要な役割を担っていたものと考えられる。

(3) 昭和50年改正法

1975年における昭和50年改正法では、日本の高度経済成長が進展する中、物質特許制度の導入、多項制の導入など、重要な制度が採用されている。

物質特許制度の導入については、1971年に、審査第四部長を委員長とする物質特許委員会(特許庁)が発足し、物質特許制度導入に伴う影響などについて審議が行われ、審議の結果を中間報告として、物質特許小委員会(工業所有権審議会)に提出している。

多項制の導入については、1971年に、審査第二部長を委員長とする多項制庁内委員会(特許庁)が発足し、単項制の問題点、多項制の必要性、多項制導入に伴う特許庁の負担などについて審議が行われ、審議の結果

を中間報告として、多項制小委員会(工業所有権制度改正審議会)に提出している。

参考	戦後、知財制度、特に特許制度に関連して欧米に大きな動きがあったわけですが、日本は蚊帳の外でしたが、高度経済成長を受けて、特許庁は、審査官グループが担当する特許審査部門が大量の審査在庫を抱え、あっぴあっぴしていました。そこで、それまでの事務官中心の法案づくりを、審査官グループも協力して対応するようになり、例えば、審査官が、欧米の早期公開制度や審査請求制度、多項制の採用などの動きを情報収集しながら、制度改正に漕ぎ着けたという状況でした。(知財政策史研究会の議論から)
-----------	---

その頃から、審査遅延問題の解決のためには、審査処理促進策だけでなく出願・審査請求についても適正化に向けた施策が必要であるという認識がなされるようになり、1976年には、「出願・審査請求の適正化について」という政策方針が省議決定されている。そして、この方針に基づいて、「特許・実用新案の出願・審査請

参考	「特許・実用新案の出願・審査請求適正化実施要領」(1976年)
	<p>①審査基準の統一、改善 防衛目的の出願・審査請求が行われることのないよう、技術水準の適切な把握、明細書不備の出願に対する拒絶の強化、審査基準の改善などに一層努力する。</p> <p>②事前評価、事前調査の励行 出願・審査請求の際に、事前評価、事前調査を行うように関係各界に協力を求めるとともに、資料閲覧体制、特許情報サービス体制の整備を図る。</p> <p>③業界との協力体制の確立 技術情報の収集、審査の質に関する要望、事前評価の励行、その他不必要な出願・審査請求の抑制策について業界関係及び企業の責任者とのコンタクトを通じて協力体制を確立する。</p> <p>④公開技報の活用 発明協会が発行する公開技報の活用を促進する。</p> <p>⑤その他 特許出願などの手続の専門家である弁理士に対する指導を強化するとともに、手数料のあり方についても検討を進める。</p>

求適正化実施要領」が庁議決定され、様々な施策が講じられることになった。これらの施策は、いずれも審査の実務面に関連するものであることから、審査官の協力が不可欠であったものと考えられる。

さらに、平成時代に入ってから、プロパテント政策が推進される中、様々な制度改正が実施されてきたが、専門人材が関与する中、専門的な視点から、最適な制度設計に向けた議論・検討が行われているところである。

B-2. 体制面

知財政策史における体制面の整備についてみると、まず、1973年に、特許庁に特許技監という審査・審判系の最高ポストが設置され、知財政策における専門人材の有効活用がさらに積極的に行える体制が構築された。また、その頃から、審査官・審判官を中心にペーパーレス計画に向けた検討が開始され、それに関連して、1984年に特許特別会計が設置され、1989に先行技術調査外注が開始される等、政策決定プロセスにおいて、審査官・審判官が関与する中で政策が推進されてきた。

ここでは、特許技監の設置、ペーパーレス計画の推進、特許特別会計の設立を中心に、体制面の整備に向けた知財政策の歴史廻行的研究を行った結果について報告する。

1. 特許技監の設置²⁴⁾

(1) 特許技監の必要性

特許庁の審査官・審判官は、審査官・審判官として、その専門性と実務能力を高めていくというキャリアパスをたどることになり、特許庁長官を中心とする特許庁の行政ラインは、主に事務系職員が担当していた。例えば、特許庁長官については、従来から経済産業省の事務官が着任することになっており、1946年に特許

標準局長官²⁵⁾となった久保敬二郎が審査・審判系職員であったが、それ以外には審査・審判系職員が特許庁長官になった例はなかった。

しかしながら、知財政策の企画・立案においては、知財分野の専門人材の知見がきわめて重要であり、審査官・審判官がどのような形で政策に関与していくべきであるかは、従来から重要な論点であった。とくに、審査官・審判官を全体的に総括・整理し、それを代表する特許技監の設置は、審査官・審判官の政策への関与を充実させるための手段の一つとして、従来から強く望まれていた。

(2) 特許技監の設置に向けた議論

特許技監の設置への要求が高まる中、1973年に特許技監が設置された。当時の特許庁長官(三宅)は、参議院内閣委員会における答弁で、特許技監の設置について、以下のように発言している。

「特許の事務が非常に高度化し、複雑化し、膨大化するという中におきまして、優秀な技術屋の士気を高める意味におきましても、こういう制度がぜひ望ましいと考えておりまして、たまたま今般の機構改革で実現を見ることになったわけでございます。」

「ただ、行政機構の膨張を抑制するという政府の基本的な方針もございまして、また、特許技監の営もうとする機能は、従来は各部の中において営まれておりましたので、当分の間、現在の延長という感じで、新しい専任の特許技監を設置しないで、特許技監という制度はございますが、適当な部長が当分の間これを兼任とする。で、今後、特許行政がますます国際的に激しい流れの中に入っていると思いますので、そういう実情並びに今後の運用の実績を見まして、専任の問題をあらためて早急に検討いたしたいと、かように考えておる次第でございます。」(第71回国会参議院内閣委員会(1973年)における特許庁長官の発言より)

24) 政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」(平成19年3月) p.763-809

25) 当時の特許庁は、1945年から標準関連業務を加えて、「特許標準局」と称されていた。なお、1948年に標準関連業務は工業技術庁に移管され、「特許標準局」から「特許庁」に名称変更されている。

当面、特許技監は、審査部長との兼任ポストとし、状況をみて専任化を検討するという方針であった。なお、特許技監は、その後、1994年に専任化されている。

(3) 特許技監への期待

特許技監は、実際にどのような機能を担うことが期待されたのかについては、特許庁長官(三宅)による同じ答弁の中で、次のように述べてられている。

「特許技監の職務は審査、審判に関する事務のうちで技術的に特に重要な事項、たとえば審査内容の基準の統一化とかあるいは人事の適正配置、こういう業務がおもな内容でございまして、これは従来、審査、審判の各部長が行なっておりましたのを統合するといえますか、新しい特許技監のもとで再調整すると、こういう観点のものでございます。その結果、従来各部長がやっておった仕事の延長的なものが相当ございますので、特に当分の間は、さしあたりの間は非常に大きな業務量になるとも考えられませんので、こういう形の兼務にしたわけでございます。」(第71回国会参議院内閣委員会(1973年)における特許庁長官の発言より)

ここでは、特許技監の業務として、「各部長のやっていた仕事の延長的なもの」という表現がなされているが、実際には、前に引用した発言の中にある「特許行政がますます国際的に激しい流れの中に入っていく」という状況の中で、大いに積極的な機能を果たしてきたと考えられる。従来は審査業務に専念するばかりであって政策に関与をすることが少なかった特許庁の審査官・審判官が、特許技監の設置という改革により、特許行政に積極的に関わりやすくなったものと考えられる。

このように、日本の特許行政においては、審査官・審判官の専門性を政策にも活用しやすくなったことにより、実務的な側面を含む知財政策の企画・立案は、よりの確に推進できるようになったものと考えられる。

参考

技術的専門性を特許行政に生かすという観点から、1973年に創設された特許技監制度の果たした役割は大きかったと思います。生命工学や情報工学のような先端技術に対する審査のあり方、ガイドラインの作成などに加え、特許情報の活用、米欧特許庁との間の情報面での協力などにも歴代の特許技監が少なからず関わってきました。また、その成果のひとつとして、ペーパーレス計画をあげることもできるでしょう。さらにこの技監制度によって、実務者の経験を特許制度の改正などに、より円滑に反映することが可能になったといえるのではないのでしょうか。(知財政策史研究会の議論より)

2. ペーパーレス計画の推進²⁶⁾

(1) ペーパーレス計画の概要

ペーパーレス計画とは、審査要処理期間の短縮等を目的として、先行技術調査の機械化、起案・決済の電子化などにより、効率的な審査処理を実現するものである。また、国際協力の推進も目的の一つであり、日米欧の三極間において、特許情報の相互交換を電子媒体を用いることにより効率的に行うことや、途上国協力として、電子媒体による情報提供やシステム構築に向けた技術援助を行うことも視野にあった。

このように、ペーパーレス計画は、その後の知財政策において重要な役割を担う施策であったといえる。

(2) ペーパーレス計画の経緯

1961年、特許庁総務部に機械化研究室が設置され、特許庁において特許情報検索の機械化の検討が始まった。その後、1974年にTOPAS(トータル・パテント・システム)計画が策定された。これは、審査官・審判官のアイデアから生まれた電子化施策であり、ペーパーレス計画の原型であるといわれている。

TOPAS計画は、審査実務の現状を的確に捉えた内容になっており、審査官・審判官のセンスなしでは実現し得ないものであったと考えられる。この計画は、技術的な問題から暫く実施されないままとなったが、

26) 政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」(平成19年3月) p.763-809

その後、1984年にペーパーレス計画として再現され、審査官・審判官が中心となって、このペーパーレス計画が推進されることとなった。

参考

〈TOPAS計画からペーパーレス計画へ〉

ペーパーレス計画の原型は、1974年に作られたTOPAS計画に記されている。これは、特許出願の段階から特許公報を発行する段階まで、すべて電子化しようとするものであり、特許庁内に文書として流され周知された。しかし、当時は計画だけで、実行まではなされなかった。その理由は、特許の入口から出口までの膨大なデータを蓄積するメディアがなかったこと、ならびにネットワークの技術が未成熟だったことにある。

しかし、TOPASのアイデア自体は特許庁の中にしつかりと残っていた。そして、その後、80年代に入り、いくつもの大きな技術革新が実現されることとなる。第一に、光ディスクが実用化され、これを蓄積メディアとして用いることができるようになった。第二に、日本語ワープロが実用化され、出願人が電子データを提出することが可能になった。第三に、LANを含めたネットワークの技術が進歩し、電子データの送受信が容易になった。これにより、TOPASをペーパーレス計画として実現させることが可能になった。この機を捉えて、1983年にペーパーレス計画が最終的に決断されることになった。(知財政策史研究会の議論より)

(3)「工業所有権行政の長期ビジョン」

1982年、特許庁内に、「工業所有権長期問題検討委員会」が設置され、特許庁の将来ビジョンとその財政的基盤などについて検討が行われた。

工業所有権長期問題検討委員会は、当時の特許庁長官(若杉)が立ち上げたものであった。若杉長官は、「いままでの特許庁ではだめだ。思い切った衣替えをしていかなければ。」という強い意思を持ち、この委員会を立ち上げたといわれている。こうして、1983年、「明日の工業所有権行政をめざして」という工業所有権行政の長期ビジョンが発表された。特許庁にとって、1983年前後が大きな転換点となり、その後の多くの制度改正の礎がこの時期に構築されている。そして、1984年に、ペーパーレス計画がスタートすることになった。

参考

今、先生がおっしゃったような趣旨、つまり出願が非常に多い、審査資料が物すごく累増してあるというようなことで審査が遅延化いたしております。このまま参りますと、現在二年三、四カ月という審査期間が十年後には七年とか八年になるという問題点が一つございます。それから第二に、先生も今おっしゃいましたように、特許情報に対する民間のニーズというのが非常に高まってまいりまして、この点についてニーズに沿ってないという問題点がございました。

それから最後に、これから国際化時代を迎えるわけですけれども、特許はそもそも非常に国際的な制度なんですけれども、国際協力という観点も十分、今、機能していない面がございます。特に情報面で非常にそのニーズが高いわけがございます。そういう三つの要請に対応いたしまして、ペーパーレスシステムの導入を図りたいというのが我々のビジョンでございます。(第101回国会衆議院商工委員会(1984年)における特許庁長官の発言より)

「工業所有権行政の長期ビジョン」には、当時の審査官のアイデアが踏襲されていると言われている。この長期ビジョンが策定される前に、審査官の間でも特許庁ビジョンが必要であるとの認識が高まる中、審査官同士で自主的に勉強会を開催して議論を行い、将来ビジョンとして政策提言を行っていたようである。

参考

このままの状態であれば、10年以内に100万件を超える未処理案件といわれる滞貨が発生するというのが当時、予想できたわけです。これは大変だということで、特許庁のなかに特許技術懇話会という審査官・審判官を中心とする親睦団体がありまして、そこで少し庁より先に議論してみようということで、提案をしたものがあります。

当時の特技懇誌(108号)に極めて詳細に残っておりますけれども、新しいサーチ補助機関をつくらうというものが提案の一つにありました。審査官の補助をさせようということです。そして、補助機関に採用する人達は、企業で技術開発を長くやってきて退職寸前の人がいいということを提言しました。それはその通りになっております。それから、補助機関の職員には厳密な守秘義務が必要であるという提案もしています。これも実行されています。それから、当時は出願人に先行技術調査報告書といまして、出願と同時に先行

技術調査報告書を自分でつくって、出願書類に添付して提出させることを提言しました。これは、先行技術調査の義務づけという形で実行されているということでもあります。こういったものを1980年に提言したんですけども、我々が提言して直後に、特許庁が始まって以来の「特許庁ビジョン」というものを庁としてつくることになりまして、我々の提案は、そこに踏襲されました。(知財政策史研究会の議論から)

その後、日本でペーパーレス計画が順調に推進されていくことになるが、計画が順調に実施された背景には、計画段階で審査官が関与したことだけでなく、その後のシステム開発にも審査官が貢献したことがあげられる。例えば、「Fタームシステム」と呼ばれる特許公報の検索システムは、多観点から効率的に先行技術調査を行うことができる優れたシステムであり、これは審査官が自己の経験に基づいて直接、構築したものであった。

参考 ペーパーレスシステム、特に、サーチシステムの構築は、日本では成功したわけですが、アメリカではうまくいかなかった。何故かという、アメリカはシステムの構築を審査官にやらせなくて外注に出したんですね。外注に出したとたんに、外注先のシステム担当者というのは審査の仕方、サーチをどうやっているかというのが、いくら聞いても理解できないわけですね。日本の場合は、システムの基本的概念はぜんぶ審査官がつくっています。自分たちが使えるようなものを一所懸命つくったことで、日本は成功に至っています。ただ、いま問題なのは、つくった人はもういなくなってしまって、新しい人たちが入ってきてますから、どうしてこんなシステムができたんだろうというのがわからない状況になりつつあります。(知財政策史研究会の議論から)

3. 特許特別会計の設立

(1) 特許特別会計の必要性

ペーパーレス計画がスタートしたのと同じ1984年、特許庁では、特許特別会計が設立され、一般会計から

特許特別会計への切り換えが行われた。その背景には、審査処理期間の長期化を防止し、特許情報の十分な活用を図るため、ペーパーレス計画などの総合的施策を推進することが必要不可欠であり、そのために必要な財源を確保することにあった。

参考 最近の工業所有権関係の出願が非常にふえてきている。それから内容も、特に特実関係を中心にして非常に難しくなっている。そんなことを背景にいたしまして、審査処理期間が長期化の方向に向かいつつあるというようなこと、そんなことを踏まえまして、それに対する対策といたしましてペーパーレス計画の実施等、総合的な工業所有権政策を転換しなければいけない。そのためには安定した財源が必要である。こんな考え方から、国会の先生方の御支援もいただきまして、昨年、特許特別会計をつくっていただいたわけでございます。(第102回国会衆議院商工委員会(1985年)における特許庁長官の発言より)

(2) 先行技術調査外注の実施

特許庁では、1989年から、先行技術調査外注が実施されている。これは、審査官が行う先行技術調査を外部の調査機関に外注することにより、審査処理の促進を図る施策である。外注として発注した案件数は、初年度は1万件、2年度は2万件、3年度は5万件と急速に実績を上げ、審査処理促進施策として大きな貢献をしている。

実施体制²⁷⁾としては、工業所有権協力センター(IPCC)を設立して先行技術調査外注の実施機関とし、そこに先行技術調査の専門家を多数、採用して体制整備を図っている。

先行技術調査外注が実現された背景には、特許特別会計が設立され、必要な財源が確保できたという財政上の成果があげられる。また、ペーパーレス計画により、先行技術調査外注に必要なシステムが構築できたことも重要である。審査官・審判官が提案したペーパーレス計画が具体化し、その必要性が認められて特許特別会計が設置され、さらに、先行技術調査外注の実現に至っており、審査官・審判官が知財政策の推進に貢

27) 2004年には、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」が改正され、株式会社等にも外注を行える体制になっている。

献した事例の一つといえよう。

参考	<p>(審査官の専門性を示す事例)</p> <p>ペーパーレス前の特許庁では、各技術分野の特許公報を古いものから新しいものまで綴じてサーチ用ファイルとして用いていましたが、審査官が持っているファイルは1個しかないんです。審査官は手作りでこれをつくっていました。審査官は、このファイルを自分の後ろにあった棚に置いてサーチに用いるわけですが、当時、真面目な審査官は土曜日に出勤して朝からずっとファイルに手を掛けて何度も整理をしていました。はっきりいって、有能な職人が大工の道具に手を掛けるようなものです。だから、よく笑い話があって、審査官で有能な人は、夢で審査しますね。審査室で電子レンジの審査をしていたところ、週末に自宅で寝ていて「アッ、あった」と。「スチーム型の電子レンジのこれ。あの棚の右から3番目のファイルのあそこだ」と。で、月曜日に行ったらあったと(笑)。審査官は、ファイルを整理しているときに大半の特許公報を覚えているんです。「これは、スチーム型のおもしろい電子レンジだな」というので覚えているために、夢で再現しちゃうんですね。それぐらい、真面目な審査官は審査業務に取り組んでいるんです。(知財政策史研究会の議論から)</p>
-----------	---

4. 考察

知財政策の分野においては、知財実務に関係した内容が重要な課題になることが多く、様々な政策決定プロセスにおいて、専門人材が重要な役割を果たしてきた。とくに、特許庁の審査官・審判官は、国際政策と国内政策の両方において貢献できる専門人材であると考えられる。

このような認識の下、現在の日本の知財政策は、専門人材のナレッジを活用しながら特許法改正に代表される法案の作成や、知財政策の企画・立案を進めている。科学技術政策において、専門人材の専門性が有効に活用されている成功事例といえるだろう。

知財政策以外の科学技術政策においても、政策決定に専門家の関与が必要になる分野は少なくないと考えられる。本稿において、文部科学政策、農林水産政策、経済産業政策、国土交通政策、防衛政策における専門人材の重要性を示したところである。

知財政策と他の科学技術政策とを対比すると、国際政策と国内政策の両方において専門人材が貢献している点で、両者は共通している。専門人材の関与という観点から知財政策における特徴点を挙げると、以下のとおりである。

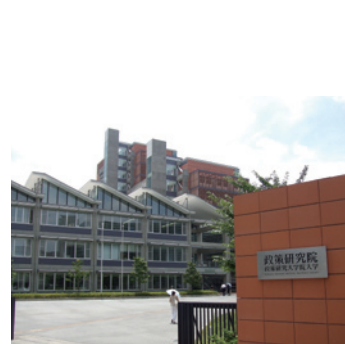
- (1) 国際政策においては、パリ条約やWIPOに関連して、古くから実務に関連する交渉項目が多く存在し、比較的早い時期から専門人材が積極的に活用されていた点
- (2) 国内政策においては、近年、特許審査の迅速化が懸案事項の一つであり、その対策としての関連施策が積極的に推進される中、専門人材の重要性が近年、高まってきている点
- (3) 国内政策の内、体制面については、特許技監の設置により専門人材を活用しやすい体制が構築され、その後、専門人材の活用により、電子政府が実現しており、政策分野における専門人材活用の成功事例である点

今後は、技術の進化と共に社会構造が複雑化・融合化する中、知財政策のみならず科学技術政策全体において、様々な場面で専門人材の必要性が高まることが予想される。

専門的なナレッジの活用成功した日本の知財政策の事例は、専門的ナレッジが政策に必要な分野において、今後、政策決定プロセスや組織の在り方を検討する上で、一定の示唆を与えるものとなるであろう。



特許庁



政策研究院

参考

交渉は国の力だけではなくありません。個人のつきあいも重要です。「ヒロシが本国に帰って立場がなさそうだ。ここはちょっと曖昧な表現にしてやろうじゃないか」というのが成立するわけなんです。ネゴシエーターどうしの助け合いです。日本はなかなかその仲間に参加できません。語学力もありますが、在職期間の要素も大です。日本みたいに1年半で人事交代してしまつたら、仲間に入れないんです。もちろん、国力というのもありますよ。しかし、決定的ではありません。ネゴシエーターがどれだけ顔なじみになって、深いつきあいができているかっていう要素が大きいと思いますね。そういう意味では、国家公務員の人事システムにも関係していますね。同じことを続けてエキスパートになる方をもっと処遇することも必要かもしれません。(知財政策史研究会における議論から)

参考

アジアの一部の国にとって問題なのは、知的財産の分野で次世代を担う優秀な人材が育ちつつある反面、そのなかに技術系の特許の実務専門家がほとんど含まれていないことです。このような発展途上国の状況は、知財行政、特に特許行政における技術系専門家の役割を再認識させてくれるに十分なものがあります。(知財政策史研究会における議論から)

【参考文献】

- ・特許庁編「工業所有権制度百年史(上・下)」(発明協会) 1985年2月28日
- ・特許庁編「工業所有権制度この10年の歩み」(発明協会) 1995年3月30日
- ・特許庁編「特許行政年次報告書」(1998年度版～2008年度版)
- ・政策研究大学院大学「我が国の科学技術行政に関する歴史的研究」2007年3月
- ・政策研究大学院大学「政策研究院シンポジウム報告書」2006年3月
- ・石井正「知的財産の歴史と現代」(発明協会) 2005年5月
- ・高倉成男「知的財産法制と国際政策」(有斐閣) 2001年6月
- ・加藤浩「技術革新と知財制度の相互作用(企画セッション)」日本知財学会 第5回年次学術研究発表会要旨集8-9頁、2007年6月

profile

加藤 浩(かとう ひろし)

平成2年4月に特許庁入庁。バイオ、医療、化学分野の特許審査官、審判官を担当した他、通商産業省大臣官房総務課企画室・企画主任補佐、調整課長補佐、審査調査室主査、ハーバード大学研究員、政策研究大学院大学助教授などを担当し、平成19年7月より現職。

